

## 会議録（2021年度 第4回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2021年11月26日（金） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第603会議室
- 3 出席者  
(委員) 阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、藤森委員、  
前田委員  
(県建設局) 建設局技監、道路建設課担当課長、建設企画課担当課長 他  
(県都市・交通局) 都市整備課長、公園緑地課長 他  
(県建築局) 公営住宅課長 他  
(県農林基盤局) 農地整備課長、農林総務課担当課長 他
- 4 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ①第3回委員会 会議録の確認について
    - ②第3回委員会 修正評価調書の確認について
    - ③2021年度愛知県事業評価監視委員会の予定変更について
    - ④第5回委員会 審議対象事業の抽出について
    - ⑤対象事業の審議について
      - 【事前評価】公営住宅等整備事業 1事業
      - 【再評価】街路事業 1事業
      - 都市公園事業 1事業
      - 公営住宅等整備事業 1事業
      - 農業農村整備事業 4事業
  - (3) 閉会

## 1 第3回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

## 2 第3回委員会 修正評価調書の確認について

- ① 道路事業：主要地方道名古屋岡崎線、主要地方道岐阜稲沢線、  
一般県道広久手八草線、一般県道西中山越戸停車場線  
道路建設課から、修正箇所を説明。  
特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

- ② 街路事業：都市計画道路小松原街道線  
都市整備課から、修正箇所を説明。

[委員] 今後、同様の事業については同じ指標を採用するというのでよいか。

[県] そのように考えている。

[結論] 修正評価調書について了承する。

## 3 2021年度 愛知県事業評価監視委員会の予定変更について

事務局から説明。  
特に意見なし。

[結論] 事務局原案を了承する。

## 4 第5回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第5回の対象事業について、全20事業から8件の抽出を行った。

抽出方法は、第1回委員会で確認した「審議対象とする事業及び抽出方法について」に従った。

事前評価については、「審議対象とする事業及び抽出方法について」において、「事前評価事業は再評価事業及び事後評価事業に優先して抽出する」、「1開催日に細事業種が同じ事業が複数ある場合は、一括審議することも可能とする。」とあるため、1番～3番の「交通安全対策事業のうち、歩道及び自転車歩行者道設置事業」3事業と、4番～11番の「道路事業のうち、無電柱化事業」8事業を、それぞれ一括審議の2件として抽出した。

続いて、再評価事業及び事後評価事業 から、残りの6件の抽出を行った。

再評価事業に対しては大きく3点に着目した。1点目は、進捗状況と事業内容の考慮として、「進捗率の変化」や「事業費や事業期間の大幅な増加の有無」、「B/Cの変化」。2点目は、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか。3点目として、「過去の審議状況」である。

なお、2点目の「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」については、今回は該当がなかった。

事後評価事業に対しては2点に着目した。1点目は、投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか。2点目は、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか。

なお、今回の事後評価対象事業では、「過去に審議されていない事業」以外に該当はなかった。

以上の観点から抽出した事業は、まず、再評価の3番・主要地方道豊田一色線。事業期間と事業費に大幅な増加が生じ、事業期間の経過に比べ進捗率が低く、過去未審議であることから抽出した。

次に、再評価の6番・一般国道151号。事業費の大幅な増加と、B/Cの低下が生じていることから抽出した。

続いて、再評価の4番・主要地方道名古屋岡崎線と、5番・一般国道247号は、事業費に大幅な増加が生じていることから抽出した。

また、事後評価の1番・入山区域と、2番・槇林区域は、過去未審議であることから抽出した。

なお、再評価の6番と7番の進捗率が低く見えるが、いずれも用地買収は不要、もしくは、予定どおり完了している中、事業費の大半を占める橋梁やトンネルの工事が今後予定されており、計画どおりに進捗していることが確認できたため該当外とした。

以上を総括すると、事前評価 から1番から3番の3事業を1件、4番から11番の8事業を1件の計2件、再評価 から、3番・4番・5番・6番の4件、事後評価から、1番・2番 の2件、合計8件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

## 5 対象事業の審議について

### 【事前評価】

#### (1) 公営住宅等整備事業

##### ①費用対効果の算出方法

公営住宅課から説明。

[委員] 新手法と旧手法では新手法の方が B/C が厳しく算出されるのか。

[県] 全体的には、新手法の方が厳しく算出される。

[委員] 旧手法の評価指標は  $B/C > 1.0$ 、新手法は  $B/C > 0.8$  であるが、公営住宅が福祉的事業のため、0.8 で良いということか。

[県] 福祉的事業であることは旧手法、新手法で変わらないが、計算方法が変わったことで、数字が小さく出るようになったため、0.8 に変わったものである。

[委員] 低額所得者が市場家賃より低い家賃で入居することになるため、便益が低くなりやすい。その部分を加味した 0.8 であると考えられる。

[委員] 新手法では修繕費を計上しているため、費用が高くなり、B/C が低くなっているのではないのか。

[県] そういう側面もある。

##### ②公営住宅等整備事業：大森向住宅の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 実際に入居者が支払う家賃は、近傍同種家賃より低いのか。

[県] 実際の家賃は入居者の収入を加味するため、近傍同種家賃より低くなる。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

## 【再評価】

### (1) 街路事業

#### ①街路事業：都市計画道路美合線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 用地買収の一部が完了しておらず、当初の計画から期間が延びているが、今後の見通しは立っているとの説明だが、もう少し具体的に状況を教えてほしい。

[県] 具体的には一部の用地境界が未確定であったため、遅れが生じていたのだが、今年度に用地境界が確定する予定であり、また、区間を延伸した箇所についても用地測量が完了しており、今後、用地買収の進展が見込まれる状況である。

[委員] 評価調書においても今の説明のように、具体的にどのような状況であるかを記載した方がよい。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

### (2) 都市公園事業

#### ①費用対効果の算出方法

公園緑地課から説明。

[委員] 計算に用いる値は愛知県で決めているのか。

[県] 国が決めた数値を用いて計算している。

[委員] 年間公園利用者数が一定数に決まっており、その数値を公園ごと振り分けて評価しているという考えでよいか。

[県] マニュアルに沿って直接利用価値を算出する過程で各公園の年間利用者数も計算される。

[委員] 魅力のある公園が増えれば、利用者数の総数も変わっていくということか。

[県] 公園の魅力が上がれば、利用者の総数は上がっていくことになる。

## ②都市公園事業：愛・地球博記念公園の審議

公園緑地課から説明。

[委員] ジブリパークは愛知県の事業か、それとも私企業の事業か。施設による売り上げ等は、県にも恩恵があるのか。

[県] ジブリパークの整備は愛知県の事業として実施しており、政策企画局のジブリパーク推進課が進めている。完成後の管理・運営は、株式会社ジブリパークが行う。公園緑地課では、運営に関する細かいことまでは関わっていない。ジブリパークの施設については、公園施設の一部として県の予算で整備をし、完成後は施設の利用料金等を使って管理・運営を行っていく。なお、ジブリパークの整備に要する事業費や経済波及効果については、政策企画局ジブリパーク推進課で算出・公表を行っている。

[委員] 事業の効果について、貨幣価値化困難な効果として都市公園の機能とジブリパークの共存による世界に類を見ない唯一無二の公園とあるが、具体的に何を示しているのか。

[県] 愛・地球博記念公園は、愛知万博の理念と成果を継承する公園として整備され、県民の皆様に利用していただいている。その公園に、ジブリの世界観を表現する施設や建物を整備することで、世界にはない唯一無二の魅力をもった公園になるということである。

[委員] 事業費が増大した理由は何か。再評価調書（案）の記載では、何が変動要因となっているのかわかりにくい。ジブリパークの関連整備が必要不可欠という理由は不適切ではないか。

[県] 事業費が増大した要因としては、北エントランスの整備、メインゲートの整備、西口案内所・休憩所の整備、園路の整備が挙げられる。調書上では、ジブリ関連整備としてまとめて記載した。変動要因の表現は修正をする。

[委員] 金額が大きいのので、ジブリパーク関連整備の内容を記載すること。

[県] 承知した。

[委員] ジブリパーク関連整備が、ジブリパークができることによって必要となる整備であるならば、本来はジブリパーク推進課が実施するべきではないか。今回の評価において、ジブリパークの整備にかかる費用は考慮せずに、ジブリパークによ

る魅力・利用者数の向上を考慮するのは誤りだと感じる。

[県] 今回の評価は、国土交通省の定めた大規模公園費用対効果分析手法マニュアルを用いて行っており、50km圏内を誘致対象として評価をしている。ジブリパーク推進課では、日本全国から利用者が来ると想定して経済波及効果を算出している。

[委員] ジブリパーク関連整備の事業費を考慮しても、十分な経済効果が出るのは分かったが、ジブリパークによる魅力の増大を過大に評価してしまうように感じる。公園緑地課とジブリパーク推進課で切り分けをするのであれば、基準を適切に設定すること。ジブリ関連とはいえ、一般の利用者にも恩恵がある整備であることを説明するべきである。

[県] ジブリパーク関連整備がなければ、前回の再評価とほとんど変更なかった。ジブリパーク推進課は経済波及効果を5つのエリアとして算出していたので、公園緑地課としては、ジブリ関連整備を含めて評価した。

[委員] 間接利用価値について、環境や防災の価値は緑地や広場の面積によって算出しているが、ここでいう緑地・広場とはどのようなものを指しているか。また、備蓄庫倉庫などの建築物は価値として算出されていないのか。

[県] 緑地は、樹林地など緑のあるスペースを対象としており、広場はオープンスペースを対象として算出している。また、備蓄倉庫などの設備についても、防災の価値を算出する際に考慮されている。

[委員] 調書中で「評価」として「ジブリパークが唯一無二の公園である」という表現を用いるのは不適切ではないか。また、「概成」の意味が分かりにくいので、一般に使われている表現に直したらどうか。

[県] 承知した。

[県] 再評価時（2回目）のB/C値について、再評価調書と説明用資料で値が異なっているため、事務局と調整し、正しい値に修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

### **（3）公営住宅等整備事業**

#### ①公営住宅等整備事業：西口住宅の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 評価調書 P3 の長期化又は未着手の理由に、他団地との戸数の調整とあるが、調整する意図を追記してはどうか。

[県] 指摘のとおり、追記する。

[委員] 新手法で B/C を算定するとどうなるか。

[県] 新手法による算定では、B/C は 0.9 になる。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

#### （４）農業農村整備事業

##### ①農業農村整備事業（かんがい排水事業）：神野新田地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 事業費の増額理由が工法変更ということだが、どのような変更があったのか。

[県] 工法変更の主な内容は、1点目が詳細な地質調査の結果、揚水機場のタンクの耐震対策が必要となったこと、2点目が一部の管水路工事区間で推進工が追加になったこと、3点目が仮設工で追加の湧水対策が必要となったこと、以上により事業費が増額している。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

##### ②農業農村整備事業（水質保全対策事業）：昭和用水地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 貨幣価値化可能な効果に水源かん養効果が計上されている。水路の改修をすることで水源がかん養されるのはなぜか。

[県] 水源かん養効果は国の効果算定マニュアルにある効果で、事業の実施に伴い付随的に生じる、ほ場から河川への還元水の増加や、地下水の増加などに



寄与する効果である。地盤沈下地域に指定され、地下水の取水が制限されている地域では、水田から用水が地下に浸透することにより地下水の増加の効果を見込むことができるとされているため、算定している。

[委員] 付随的に生じる効果ということだが、一番大きな効果となっている。地盤沈下に関係なく必要な事業に感じる。この事業が正当に評価されるように国の効果算定マニュアルの変更を国へ要望するべきである。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

### **③農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）：三郷地区の審議**

農地整備課から説明。

[委員] 事業費の増が約1割と大きく感じられるが、労務資材費の増のみか。

[県] 毎年度の事業費改定時に、国から示される物価上昇率を用いて算出した労務費及び資材費の増のみである。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

### **④農業農村整備事業（たん水防除事業）：鷺田地区の審議**

農地整備課から説明。

[委員] 排水機場の工事費は、どう決まるのか。2か所に分けるより、1か所とした方が経済的ではないか。

[県] 工事費は、排水機場の箇所数だけでなく、ポンプの口径や型式、台数で金額が変わる。今回は詳細設計により排水機場から河川への送水管を施工する際に支障となる埋設管を避けるための推進工の追加や、浸水対策としてポンプ設置高を嵩上げしたことにより大幅に増額となるため、施設計画の比較検討を行った結果、排水機場1か所ではなく、排水機場を2か所にした方が経済的で、管理面にも優れることから計画を見直している。

[委員] 工事費の変動理由が、「機場数、排水路の増に伴う増」としか書かれていないため、もう少し丁寧に説明すべきである。

[委員] 比較検討した結果、安価な代替案としていることと、2機場になったことで、単純に工事費が非常に高くなった理由ではないことが分かるように記載してはどうか。

[県] 「計画変更の推移」の「変動要因の分析」の記載内容を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。